

芦屋市議会要覧

令和8年度版

目 次

市の概要	1
人口等、産業分類、都市宣言等	
議員数と議会の構成	2
議員数、年齢別議員数、当選回数別議員数、会派構成と 政党別議員数、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会	
定例会・臨時会の運営	5
定例会の一般的な日程及び会議の流れ、質疑、総括質問 及び一般質問、予算・決算の審査方法、 請願・陳情等の取扱い、本会議・委員会の傍聴、 議会の開催状況、議会運営に関する申合せ事項抜粋	
議会改革・運営に関する取組等	1 2
議会改革・運営に関する取組、議員の政治倫理の 確立に向けた取組、政務活動費に関する取組、 議会報告会・意見交換会、議会基本条例に関する取組、 議会 I C T 化に関する取組、議会機能継続計画 (議会 B C P) に関する取組	
議員報酬等	2 1
議員報酬、行政視察旅費、費用弁償、市議会政務活動費	
議会の公開	2 2
議会図書室、情報公開条例の制定、個人情報保護条例の制定、 市議会個人情報の保護に関する条例の制定、議会交際費の 自主公開、議会のテレビ放映、会議録検索システム、 インターネット中継、賛否の公開	
議会刊行物	2 5
会議録、市議会だより、市議会便覧、市議会提要、 フェイスブック、市議会紹介 D V D	
議会事務局	2 6
予算と決算	2 7

市の概要

1 人口等

- (1) 市制施行 昭和15年11月10日（全国173番目）
- (2) 人口 92,960人（男41,767人、女51,193人）
※令和8年4月1日現在の住基人口（日本人と外国人の合計数）
- (3) 世帯数 45,561世帯
- (4) 面積 18.57 km² 60町

2 産業分類

（令和2年国勢調査）

第1次（農・林・漁）	91人	0.2%
第2次（鉱・建・製）	5,697人	15.3%
第3次（サービス業等）	30,069人	80.9%
分類不能	1,325人	3.6%

3 都市宣言等

- ・ 芦屋国際文化住宅都市建設法（昭和26年3月3日法律第8号）
- ・ 姉妹都市提携（昭和36年5月24日）
米国モンテベロ市（カリフォルニア州）
- ・ 安全都市宣言（昭和37年3月31日）
- ・ 市民憲章制定（昭和39年5月3日）
- ・ 非核平和都市宣言（昭和60年10月15日決議）
- ・ 芦屋庭園都市宣言（平成16年1月1日）
- ・ 第5次芦屋市総合計画策定（令和3年9月）

議員数と議会の構成

1 議員数

- (1) 条例定数 21人（平成27年4月の統一地方選挙から施行）
 (2) 現員数 19人（令和8年5月18日現在）

2 年齢別議員数

（令和8年5月18日現在）

年齢	25～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	平均
議員数	—	2	6	4	7	—	52歳

3 当選回数別議員数

（令和8年5月18日現在）

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
議員数	4	6	3	1	—	4	—	1	—	—

4 会派構成と政党別議員数

(1) 会派構成

（令和8年5月18日現在）

あしや政風会	5人
公明党	3人
至誠会	3人
日本共産党芦屋市議会議員団	2人
日本維新の会	2人
会派に属さない議員	4人

(2) 政党別構成

（令和8年5月18日現在）

自由民主党	4人
公明党	3人
日本維新の会	2人
日本共産党	2人
新社会党	1人
立憲民主党	1人
無所属	6人

※同人数の場合は50音順

5 常任委員会

(1) 総務常任委員会 定数 7 人

企画部、総務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会に関する事項及び他の委員会に属さない事項

(2) 民生文教常任委員会 定数 7 人

市民生活部、こども福祉部及び教育委員会に関する事項

(3) 建設公営企業常任委員会 定数 7 人

都市政策部、市立芦屋病院及び上下水道部に関する事項

※ 委員の任期は、選任の日から翌年の 4 月 30 日まで

※ 芦屋市議会委員会条例第 2 条「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。」との規定により、議長についても上記のいずれかの常任委員会に所属している。

6 議会運営委員会

- ・ 条 例 化 平成 8 年 6 月 26 日
- ・ 委員定数 8 人以内（議会の議決により定める。）
- ・ 任 期 選任の日から翌年の 4 月 30 日まで
- ・ 選出方法 申合せにより、会派の所属議員 3 人につき 1 人（端数切捨て）の委員を推薦
- ・ 表 決 申合せにより、議会運営に関する事項の協議は全会派一致となるよう最大限尊重
- ・ そ の 他 ① 申合せにより、副議長及び 2 人会派の代表はオブザーバーとして出席
② 申合せにより、議会運営委員会の所管事項のうち、
 - ア 本会議・委員会の運営に関すること
 - イ 議会の会議規則・委員会条例等に関すること以外の議会内の調整を代表者会議に委任

7 特別委員会

(1) 決算特別委員会 〔令和 2 年 9 月定例会から審査体制を分科会方式に変更〕

- ・ 期 間 令和 7 年 9 月 10 日～10 月 8 日（毎年度 9 月定例会中）
- ・ 委員定数 全議員（監査委員を除く。）
- ・ 付託事件 一般・特別・企業・財産区会計決算案、企業会計関連議案、各議案に関連する調査

- ・ 分 科 会 総務・民生文教・建設公営企業の3分科会を設置
決算特別委員会の正副委員長も分科会委員に就任
各分科会正副座長には、各常任委員会の正副委員長が就任
議長も分科会委員に所属
- ・ 審査結果 決算案は全て認定すべきもの
企業会計関連議案は原案のとおり可決すべきもの

(2) 予算特別委員会

- ・ 期 間 令和8年3月3日～3月24日（毎年度3月定例会中）
- ・ 委員定数 全議員
- ・ 付託事件 一般・特別・企業・財産区会計予算案
- ・ 分 科 会 総務・民生文教・建設公営企業の3分科会を設置
予算特別委員会の正副委員長も分科会委員に就任
各分科会正副座長には、各常任委員会の正副委員長が就任
議長も分科会委員に所属
- ・ 審査結果 全会計予算案について原案のとおり可決すべきもの

(3) こども基本条例制定に係る調査特別委員会

- ・ 期 間 令和8年6月30日～
- ・ 委員定数 6人
- ・ 付託事件 こども基本条例の起草に関すること

定例会・臨時会の運営

1 定例会の一般的な日程及び会議の流れ

(1) 6月・12月定例会

第○日	会議名	摘 要
1	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定 議案等審議（提案説明、質疑、委員会付託）
2～4	委員会	議案等審査（補足説明、質疑、討論、表決）
5	委員会	（予備日）
6～9		自然休会
10～12	本会議	一般質問、（追加議案）
13	委員会	（予備日）
14～19		自然休会
20	本会議	議案等審議（委員長報告、討論、表決）、閉会

(2) 9月定例会（決算審査）

第○日	会議名	摘 要
1	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定 議案等審議（提案説明、質疑、委員会付託）
2～4	委員会	議案等審査（補足説明、質疑、討論、表決）
5	委員会	（予備日）
6～9		自然休会
10～12	本会議 委員会	一般質問、（追加議案） 決算特別委員会（委員長互選他）
13・14		自然休会
15	委員会	（予備日）
16～22		自然休会
23	本会議	議案等審議（委員長報告、討論、表決）
24・25	委員会	決算特別委員会各分科会
26～28		自然休会
29	委員会	決算特別委員会各分科会
30・31	委員会	決算特別委員会各分科会（予備日）
32～35		自然休会
36	委員会	決算特別委員会（分科会座長報告、討論、表決）
37～39		自然休会
40	本会議	議案等審議（委員長報告、討論、表決）、閉会

(3) 3月定例会（予算審査）

第○日	会議名	摘 要
1	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定 現年度議案等審議（提案説明、質疑、委員会付託） 新年度施政方針説明
2～4	委員会	現年度議案等審査（補足説明、質疑、討論、表決）
5	委員会	（予備日）
6～9		自然休会
10	本会議	現年度議案等審議（委員長報告、討論、表決） 総括質問
11	本会議 委員会	総括質問 新年度議案等審議（提案説明、質疑、委員会付託） 予算特別委員会（委員長互選他）
12～14	委員会	新年度議案等審査（補足説明、質疑、討論、表決） 予算特別委員会各分科会
15・16		自然休会
17～19	委員会	（予備日）
20～26		自然休会
27	委員会	予算特別委員会（分科会座長報告、討論、表決）
28～34		自然休会
35	本会議	新年度議案等審議（委員長報告、討論、表決）、閉会

※ 3月定例会は、議会内の申合せで総括質問を各会派の代表が行います。

2 質 疑

- (1) 通告制の有無 通告制を行っていない。
- (2) 回数制限 3回まで

3 総括質問及び一般質問

- (1) 総括質問 申合せにより、施政方針に対する会派代表質問を3月定例会において実施（一問一答方式と一括質問方式の選択制）
- (2) 一般質問 3月定例会以外の各定例会において実施（一問一答方式と一括質問方式の選択制）
- (3) 反問権 市長等執行機関の長及びその他の説明員は、議員の質問に対し、その内容を確認するためのみでなく、議論を深めるため、反問することができる。
- (4) 通告期限 総括質問：質問日初日の6日前まで（土・日・祝日は除く。）
一般質問：本会議初日まで
- (5) 制限時間 ・総括質問の発言時間は、答弁を除き1人60分以内
・一般質問の発言時間は、答弁を除き1人40分以内

ただし、会派内の他の質問者との間で1人60分を限度に調整できる。

・反問権行使に対する議員の答弁(発言)も発言時間に含む。

4 予算・決算の審査方法

(1) 予 算

① 審査体制

当初予算

- ・一般・特別・企業・財産区会計…予算特別委員会に付託
- ・予算特別委員会は総務、民生文教、建設公営企業の各分科会で審査を分担

補正予算

- ・一般会計…原則として総務常任委員会に付託
ただし、当該補正予算が一の常任委員会の所管に係る事案である場合は、当該所管の常任委員会に付託する。
また、複数の常任委員会の所管に係る事案である場合は、必要に応じて、議会運営委員会で協議の上、付託先を決定する。
- ・特別・企業・財産区会計…所管の委員会に付託

② 審査日数

- ・予算特別委員会は2日(委員長互選1日、分科会座長報告・討論・表決1日)
- ・予算特別委員会の各分科会は例年1～3日

(2) 決 算 令和2年9月定例会から審査体制を分科会方式に変更

① 審査体制

- ・一般・特別・企業・財産区会計、企業会計関連議案、各議案に関連する調査…決算特別委員会に付託
- ・決算特別委員会は総務、民生文教、建設公営企業の各分科会で審査を分担

② 審査日数

- ・決算特別委員会は2日(委員長互選1日、分科会座長報告・討論・表決1日)
- ・決算特別委員会の各分科会は1～3日程度

5 請願・陳情等の取扱い

(1) 請 願

① 受理及び付託先

- ・随時受理。本会議の2日前(土・日・祝日は除く。)までに提出されたものをその本会議の議題とする。議長は請願を本会議に付し、所管の常任委員会

等に付託する。

② 結果

- ・『採択』、『不採択』、『一部採択』

※ 請願に複数の請願項目がある場合、委員会で全員一致の場合に限り一部採択をすることができる。一部採択は、本会議では過半数議決にて決をとり、否決の場合は請願全体を審議未了、廃案とする。

- ・請願（代表）者には、審議結果を文書で通知する。
- ・請願の審査は付議後 1 年を超えて継続しない。

③ 国際問題・国政に関するものの取扱い

- ・特に取決めなし

④ 請願者の口頭陳述

- ・請願者から口頭陳述の申出があれば認める。
- ・1 請願につき最大 2 人まで、請願審査の冒頭 5 分間程度に限る。

(2) 陳 情 等（平成 1 6 年 6 月定例会から）

① 受理及び付託先

- ・随時受理。陳情書には、嘆願書、要望書、声明書、決議の類で議長が必要と認めるものを含む。
- ・各定例会の本会議の初日の日程を協議する議会運営委員会の前日までに提出された陳情については、所管の常任委員会等に送付し、当該定例会中に審査する。
- ・陳情のうち、次の事項を含むものは議長供覧にとどめる。
 - (ア) 明らかに市の事務に属さないもの（市の権限に属さない事項及び市に所管する部署がない事項）
 - (イ) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
 - (ウ) 明らかに実現性のないもの
 - (エ) 芦屋市情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報に該当するおそれがあるもの
 - (オ) その他議会が関与することが適当でないと認められるもの
- ・一つの陳情書において、明白な複数の陳情事項がある場合でも、一部採択はしないものとする。
- ・陳情を常任委員会等に送付したときは、議会運営委員会に送付一覧表を配布し、報告する。

② 結果の通知（委員会審査のみ）

- ・結果は『採択』、『不採択』、『結論を得ず』の 3 種類
- ・結果を議長が諸般報告

- ・陳情は閉会中の継続審査を行わない。
- ・陳情（代表）者には、審査結果を文書で通知する。

6 本会議・委員会の傍聴

(1) 本会議の傍聴

- ・ 65席
- ・ 車イス3台分のスペースを確保
- ・ 傍聴席最前列に、ヒアリンググループ（磁気ループ）システムを整備

(2) 委員会の傍聴

- ・ 大会議室18席、委員会室12席
- ・ 傍聴者への議案等の貸出し（平成24年6月議会から開始）

※ なお、多数の傍聴が見込まれる議案等については、必要と見込まれる部数の資料を増刷する等、臨機応変に対応する。また、増刷した資料は配布している。

7 議会の開催状況

(1) 本 会 議

（令和7年度）

区 分	回 数	会期日数	本会議日数	会議時間数	傍聴者数
定例会	4	121	20	76：32	115
臨時会	1	1	1	1：04	0

(2) 付議事件

（令和7年度）

条 例	予 算	議員提出	請 願	そ の 他	合 計
41	25	5	2	55	128

(3) 一般質問・総括質問（3月は総括質問）

（令和7年度）

区 分	6 月	9 月	12 月	3 月	計
質 問 者	17	18	18	5	58
件 数	40	45	40	25	150

(4) 常任委員会

（令和7年度）

区 分	総 務	民生文教	建設公営企業
会議回数	7	11	10
付託件数	24	24	16

(5) 特別委員会

(令和7年度)

区 分	決算	決算 総務 分科会	決算 民生文教 分科会	決算 建設 分科会	予算	予算 総務 分科会	予算 民生文教 分科会	予算 建設 分科会
会議回数	3	1	2	2	2	2	3	1
付託件数	6	(再掲1)	(再掲1)	(再掲6)	1 2	(再掲3)	(再掲4)	(再掲7)

8 議会運営に関する申合せ事項抜粋

(1) 質疑に関する申合せ

- ① 議案の撤回及び訂正は質疑・討論を行わず、直ちに採決する。
- ② 市長提出議案の説明は市長が一括して行い、質疑は分割して行う。
- ③ 自己の所属する委員会に付託される事案に対する質疑は自粛する。
- ④ 人事案件はプライバシー保護の観点から、あらかじめ非公開の全体協議会で質疑を行い、本会議における質疑及び委員会付託を省略する。
- ⑤ 委員長報告後の議案提出者に対する質疑は、計数的なものに限られる。

(2) 討論に関する申合せ

- ① 議案の撤回及び訂正は質疑・討論を行わず、直ちに採決する。
- ② 委員長報告の省略の議決には討論を用いない。
- ③ 討論は議会運営委員会で決定した討論区分に応じ、1会派1名とする。
- ④ 議案提出者は、当該議案の討論に参加することができない。議案提出時の賛成者・請願紹介議員は討論に参加できるが、極力控えることとする。

(3) 質問に関する申合せ

- ① 「発言通告書」は、総括質問（施政方針に対する代表質問）、一般質問並びに緊急質問について提出し、要旨を具体的に記入する。動議もできるだけ通告する。
- ② 発言の順序は、総括質問は大会派順、一般質問は通告順とする。
- ③ 総括質問及び一般質問については、発言通告書の提出がない限り認めない。
- ④ 総括質問の発言時間は、答弁を除き1人60分以内とする。
- ⑤ 一般質問の発言時間は、答弁を除き1人40分以内とする。ただし、会派内の他の質問者との間で1人60分を限度に調整できる。
- ⑥ 反問権行使に対する議員の答弁（発言）も発言時間に含める。
- ⑦ 質問通告の受付時間は、総括質問は、告示日の午前9時から質問日初日の6日前の午後5時までとし、一般質問は、告示日の午前9時から本会議初日の午後3時(令和8年9月定例会から)までとする。
- ⑧ 総括質問の通告期限である「6日前」に土・日及び祝日があるときは、その

日を除いて計算する。

⑨ 臨時会では、一般質問は行わない。

⑩ 緊急質問は、議題とする時期（日程）を、あらかじめ議会運営委員会で協議する。緊急質問を動議で提出する場合も、できる限り質問通告書を提出する。

緊急質問の発言時間は、答弁を除き１人１５分以内とする。ただし、事案により議会運営委員会で協議の上、これを変更することができる。

議会改革・運営に関する取組等

1 議会改革・運営に関する取組

(平成15年度以後の主なものを記載)

※ 議改：議会改革特別委員会、議運：議会運営委員会、代：代表者会議

	取組	決定又は 確認の日	協議 又は 確認の場 ※
1	議員定数を28人から24人に変更	平成15年改選期～	
2	・会議規則及び委員会条例の全部改正 ・請願・陳情取扱要綱の新規制定 ・申合せ事項の全件精査・見直し	平成16年6月18日施行	議会 制度 検討 会
3	定例会1カ月前の議会運営委員会において、議会運営上の取扱いについて事例研究会を実施	平成16年度～	議運
4	議員定数を24人から22人に変更	平成19年改選期～	
5	傍聴手続の改正、傍聴受付時記載事項の簡素化	平成19年度～	議運
6	議員研修会の定例開催（年4回）	平成20年度～	議運
7	議会運営委員会の先進地視察	平成22年度～	議運
8	議会の議決すべき事件を定める条例の改正	平成22年9月29日施行	議運
9	自治会の三役等への就任自粛	平成23年12月決定	議改
10	議員個人の賛否の公開（ホームページと市議会だよりに掲載）	平成24年3月定例会～	議改
11	一般質問における一問一答方式の導入	平成24年6月定例会～	議改
12	反問権の付与	平成24年6月定例会～	議改
13	傍聴者への議案等の貸出し	平成24年6月定例会～	議改
14	一般質問・総括質問の質問項目を事前にホームページに公表	平成24年9月定例会～	議改
15	議会専用ポータルサイトの利用開始	平成25年4月～	議改
16	議会報告会の開催	平成25年11月～	議改
17	議会開催告知ポスターを市内に掲示	平成26年3月定例会～	
18	ホームページに議長・副議長あいさつ及び議員顔写真を掲載	平成26年6月～	

19	正副議長の立候補制の採用	平成 26 年 6 月定例会～	議改
20	議場に国旗・市旗を掲揚	平成 26 年 6 月定例会～	代
21	議会基本条例を制定	平成 26 年 10 月 2 日施行	議改
22	ホームページに可決した議員提出議案の内容を掲載	平成 27 年 3 月定例会～	議運
23	議員定数を 22 人から 21 人に変更	平成 27 年改選期～	
24	傍聴規則の改正、委員会傍聴規程の新規制定	平成 27 年 4 月 1 日施行	議運
25	議会車の廃止	平成 28 年 2 月 1 日決定	代
26	マチイロで市議会だよりを配信	平成 28 年 5 月～	
27	各種会議の公開と記録等の取扱いを変更	平成 28 年 6 月 3 日決定	議運
28	政務活動費領収書等をホームページ上で公開	平成 28 年 8 月 31 日～	代
29	条例等の改正方式を新旧対照表方式に変更	平成 29 年 1 月施行分～	議運
30	タブレット端末を議会で本格導入	平成 29 年 3 月定例会～	議運
31	議員提出議案、請願書をホームページに掲載	平成 29 年 3 月定例会～	議運
32	委員会の傍聴受付場所を変更	平成 29 年度～	議運
33	一般（総括）質問時におけるモニターを活用した資料提示	平成 29 年 12 月定例会～	議運
34	ホームページのリニューアル	平成 30 年 2 月	
35	ホームページの議員名簿に議員のホームページ・ブログ・メールアドレスを掲載	平成 30 年 5 月 15 日決定	代
36	陳情書をホームページに掲載	平成 30 年 6 月 7 日決定	代
37	行政視察報告をホームページ上で公開（各常任委員会及び議会運営委員会のみ。議員派遣については令和元年度予算分から）	平成 30 年 6 月 7 日決定	代
38	議員や市長の任期を短縮	平成 31 年改選による任期	代
39	議会役員の任期延長（議長のみ 2 年）	平成 31 年改選期～	代
40	議会中継のホームページ上に議案書及び所管事務調査資料へのリンク URL を表示	令和元年 9 月 20 日決定	議運

41	総括質問に選択方式（一括質問・一問一答）を導入	令和２年３月定例会～	議運
42	議場にヘルメットを常備	令和２年１月２７日決定	議運
43	芦屋市議会機能継続計画（議会ＢＣＰ） 地震・風水害編の新規策定	令和２年３月１９日	代
44	決算審査体制を分科会方式で実施	令和２年９月定例会～	議運
45	芦屋市議会機能継続計画（議会ＢＣＰ） 感染症対策編の新規策定	令和３年５月１１日	代
46	オンラインによる行政視察の取扱いを決定	令和３年６月４日	議運
47	委員長報告のうち討論部分を省略	令和３年６月定例会～	議運
48	委員会開会後も報道機関の撮影等を可能とすることを決定	令和３年８月２７日	議運
49	委員会への議長貸与以外のタブレット・スマートフォン・携帯電話の持込みを審査に関連する資料の閲覧等に関り認めることを決定	令和３年１０月７日	議運
50	本会議への飲料の持込みを水に限り認めることを決定	令和３年１２月定例会～	議運
51	３月定例会の新年度議案について、市長からの提案説明を求めることを決定	令和４年３月定例会～	議運
52	芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針の新規策定	令和４年３月１８日	代
53	議会運営委員会の継続調査事件について、現委員の任期中は一括して継続を諮ることを決定	令和４年６月２４日	議運
54	発言通告書のメールによる提出を可能とすることを決定	令和４年７月２６日	議運
55	ホームページの議員名簿に議員のＳＮＳへのリンクを掲載可能とすることを決定	令和４年１２月６日	代
56	傍聴人名簿の廃止を決定	令和５年２月２４日	議運
57	請願を議題としたときは、紹介議員に請願の要旨の朗読を求めることに決定 請願採択等に伴う意見書又は決議は、委員会提出議案については委員長が、それ以外の場合は提出者となる議員が提案説明を行うことで決定	令和７年６月１３日	議運

58	インターネット配信をしている委員会の録画映像について、2月の委員会分から議案や所管事務調査の区切りごとに録画映像を編集し、視聴できるように取扱いを変更することで決定	令和8年2月16日	議運
59	芦屋市議会情報セキュリティ基本方針を策定	令和8年3月18日	代
60	議場への当局の公用パソコンの持込みを議事に関する資料の閲覧等に関し認めるとを決定(令和9年第1回定例会から)	令和8年3月23日	議運

2 議員の政治倫理の確立に向けた取組



- 1 虚礼廃止等に関する決議(平成元年6月29日決議)
- 2 政治ポスターを電柱・公共物等から追放する決議(平成2年9月27日決議)
- 3 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例制定(平成14年1月1日施行)
- 4 議員倫理検証検討会議を設置し、倫理条例及び虚礼廃止等に関する決議の検証・検討(令和2年8月4日～令和3年2月26日)
 - (1) 虚礼廃止等に関する決議の改正(令和3年3月22日決議)
 - (2) 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の改正
(令和3年4月1日施行)
 - (3) 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規程の改正
(令和3年4月1日施行)

3 政務活動費に関する取組



- 1 政務活動費マニュアルの策定(平成25年4月30日)
- 2 政務活動費領収書等をホームページ上で公開(平成28年8月31日)
- 3 使途基準や政務活動費マニュアルの見直し
 - (1) 政務活動費あり方検討会議(平成30年10月3日～平成31年2月18日)
 - (2) 政務活動費あり方検証検討会議(令和4年8月26日～令和5年2月13日)
 - (3) 政務活動費あり方検討会議(令和8年6月29日～)

4 議会報告会・意見交換会



平成25年度からコロナ禍の令和2年度、3年度を除き、毎年開催。
平成28年度の議会報告会開催後は、議会報告会検討会議を設置し、議会報告会のあり方について検討。以後、毎年度議会報告会準備会を設置し、準備を進める。

1 開催状況

(1) 平成25年度

開催日	内 容
11月5日	・議会のあらましについて
11月7日	・議会改革の取組について
11月9日	・平成24年度芦屋市決算について

(2) 平成26年度

開催日	内 容
7月23日(2回開催)	・芦屋市議会基本条例(案)の説明
11月4日	・議会基本条例の紹介
11月6日	・平成25年度決算の報告
11月8日	

(3) 平成27年度

開催日	内 容
10月31日(2回開催)	・議会のあらましについて
11月1日	・平成26年度芦屋市決算について

(4) 平成28年度

開催日	内 容
11月15日(3回開催)	・議会改革のトピックス ・平成27年度決算審査の報告 ・第3回定例会の審議内容について

(5) 平成29年度

開催日	議会報告会
11月22日(2回開催)	・議会改革のトピックス
11月23日	・平成28年度決算審査の報告

開催日	意見交換会
11月22日	・芦屋市の道路は安全？
11月22日	・芦屋市の税金って高いの？税を中心に
11月23日	・幼稚園・保育所のあり方について

(6) 平成30年度

開催日	議会報告会
11月15日 11月16日 11月23日	・平成29年度決算審査の報告

開催日	意見交換会
11月15日	・ごみ処理について
11月16日	・無電柱化の取り組みについて
11月23日	・公共施設等総合管理計画について

(7) 令和元年度

開催日	意見交換会
11月14日	・芦屋の将来像について ～地域活性化のための人材育成～
11月16日	・公園と街路樹について
11月16日	・こどもが輝く小学校！！

(8) 令和4年度

開催日	議会報告会（オンラインで実施）
5月21日	・JR芦屋駅南地区再開発事業について

(9) 令和5年度

開催日	議会報告会 (オンライン・対面のハイブリッド形式で実施)
1月30日(2回開催) 1月31日	・芦屋市議会について ～概要と議会改革の取り組み～
1月30日	・私たちの身近な「交通」(バス・自転車など)
1月30日	・子育てと教育 ～魅力ある芦屋の未来のために～
1月31日	・市民が参加しやすく、次代につながる地域づくりについて

(10) 令和6年度

開催日	議会報告会 (オンライン・対面のハイブリッド形式で実施)
11月14日	・芦屋市議会のあらましと今任期の取り組み ・新人議員インタビュー

開催日	意見交換会（対面形式で実施）
11 月 14 日	・あなたの暮らしに寄り添うデジタル化
11 月 15 日	・芦屋市の景観について
11 月 15 日	・ごみ処理について

(11) 令和8年度

開催日	議会報告会（対面形式で実施）
4 月 18 日	・議会のあらましと今任期の取り組み ・プロジェクトチーム（こども基本条例（仮称）及び議決事項に該当しない契約等の報告を求める条例（仮称）の取り組み

開催日	意見交換会
4 月 18 日	・「子育て」をテーマに、こどもを取り巻く課題等について

5 議会基本条例に関する取組



1 芦屋市議会基本条例の制定(平成26年10月2日施行)

2 条例の検証

(1) 協議体

議会基本条例検証会議

(2) 評価及び検討

ア 実施状況の評価

イ 条例内容の有効性・妥当性の評価

ウ 課題への対応方策の検討

(3) 検証時期

ア 平成29年9月1日～平成30年5月31日

イ 令和3年8月3日～令和4年3月18日

ウ 令和7年7月29日～令和8年2月16日

6 議会ICT化に関する取組



議会ICT検討会議を設置し、調査・検討

(平成27年10月6日～平成29年5月12日)

- 1 タブレット端末の導入
 - ・平成28年8月3日の議会運営委員会から試行運用開始
 - ・平成29年3月定例会から本格的に運用開始
- 2 議場・委員会室の更新(平成29年8月)

議場システムの更新、モニターの設置、委員会室へのカメラ設置等を検討

7 議会機能継続計画（議会BCP）に関する取組

1 協議体

(1) 議会BCP検討ワーキンググループ会議

(令和元年8月1日～令和2年6月1日)

(2) 議会BCP検証検討会議

(令和2年7月27日～令和3年5月11日)

(令和3年8月3日～令和4年3月18日)

(令和4年7月26日～令和5年2月24日)

(令和5年6月30日～令和6年2月28日)

(令和6年6月28日～令和7年3月18日)

(令和8年6月29日～)

2 議会機能継続計画(議会BCP)の策定

※毎年度必要に応じて見直し

(1) 地震・風水害編策定(令和2年3月19日)

(2) 感染症対策編策定(令和3年5月11日)

(3) アクションカードの作成(令和3年5月11日)



3 議会機能継続訓練

実施年度	訓練の内容	
令和元年度	本会議中の大規模地震発生を想定した、執行機関との合同訓練	
令和2年度	感染症の発生により、事務局職員不在を想定した議員のみによる議会の運営訓練	
令和3年度	災害発生後の議員の参集から市内各地域での活動を想定、全議員が登庁できない事態を想定してLINEを活用した訓練	
令和4年度 (2回実施)	・全体協議会中の大規模地震発生を想定した全体行動の訓練、オンラインでのブロック活動の訓練 ・発災翌日以降の対応（オンラインでのブロック活動）訓練	

令和 5 年度	・ 閉会中の大規模地震発生を想定した全体行動の訓練、オンラインでのブロック活動の訓練 (スマートフォンを使ったオンライン会議の実施)
令和 6 年度	・ 議員控室在室中に大規模地震が発生した想定で、控室内の危険箇所や複数の避難経路の確認のほか、簡易担架の使用方法を再確認 ・ 市役所周辺の防災倉庫や津波一時避難施設等の防災設備の見学
令和 7 年度	・ 定例会中の集団感染等の発生により、議場が使用できない状況下を想定し、代替施設で臨時の本会議を開催 ・ 感染症罹患や濃厚接触者になった場合の連絡内容確認

議員報酬等

1 議員報酬

- | | | |
|-----------------------------|------------------|----------------|
| (1) 議長 | 75万7千円 | } 令和7年4月1日から適用 |
| (2) 副議長 | 67万円 | |
| (3) 議員 | 60万6千円 | |
| (4) 期末手当 | 年4. 65月（令和7年度実績） | |
| （給料月額参考）市長 112万円、副市長 93万4千円 | | |
| 教育長 77万3千円 | | |

2 行政視察旅費

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 常任委員会視察 | 年間1人当たり15万円（(1)と(2)を合わせて）
（令和4年度までは20万円） |
| (2) 議員派遣による視察 | |
| (3) 議会運営委員会・特別委員会視察 | 年間1人当たり約5万2千円 |
| (4) 海外視察 | 計上せず |

3 費用弁償

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 宿泊料 | 15,000円 |
| (2) 日当 | 3,500円（目的地までの距離により変動） |
| (3) 本会議・委員会手当 | なし |
| (4) 正・副委員長手当 | なし |

4 市議会政務活動費

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 支給開始 | 平成25年度から（平成13年度～平成24年度は政務調査費） |
| (2) 支給対象 | 会派及び会派に所属しない議員 |
| (3) 支給額 | 年間1人当たり84万円 |
| (4) 支出費目 | 議会費、（細目）市議会運営費活動費
（節）負担金、補助及び交付金 |

議 会 の 公 開

1 議会図書室

- (1) 図書室の規模 5 1 m²
- (2) 閲覧コーナー 4 席
(議員の調査研究を妨げない範囲で一般市民の利用も可)
- (3) 職員の配置 なし
- (4) 蔵書数等
 - ① 図書 約 1, 6 0 0 冊
(令和 8 年 4 月 1 日現在、雑誌類は除く。)
 - ② 雑誌等定期刊行物 1 6 種類
- (5) 図書購入予算
 - ① 図書購入費 約 6 5 万円 (令和 8 年度予算)
 - ② 法令等の加除・追録費 7 5 万円 (令和 8 年度予算)
- (6) 管理運営基準 芦屋市議会図書室運営要綱
- (7) 図書の貸し出し 議員に限り、1 回に 5 冊以内、期間は 1 0 日以内、図書カードによる貸出し
- (8) パソコンの設置 1 台

2 情報公開条例の制定

- (1) 施行年月日 平成 1 4 年 1 0 月 1 日 (平成 1 4 年 3 月 2 5 日議決)
- (2) 請求事例 議会関係 0 件 (令和 7 年度)
- (3) その他
 - ① 全体協議会、代表者会議、各委員協議会の記録も公開対象文書に含む。
 - ② 公開の是非、範囲は議長が決定する。

3 個人情報保護条例の制定

- (1) 施行年月日 平成 1 6 年 1 0 月 1 日 (平成 1 6 年 3 月 2 6 日議決)
令和 5 年 3 月 3 1 日廃止 (令和 4 年 1 2 月 2 0 日議決)

4 芦屋市議会個人情報の保護に関する条例の制定

- (1) 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日 (令和 5 年 2 月 2 7 日議決)
- (2) 請求事例 議会関係 0 件 (令和 7 年度)

- (3) そ の 他
- ① 議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定は議長が決定する。
 - ② 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う芦屋市個人情報保護条例の廃止により、市議会の個人情報保護制度について定める必要があるため条例を制定したもの。

5 議会交際費の自主公開

- 平成13年7月31日から議長交際費の自主公開を実施
 - 平成19年度から名称を議会交際費に変更
- ※3カ月ごとの執行状況をその最終月の翌月末に公開する。

6 議会のテレビ放映

- 平成6年5月から市役所北館1階でテレビモニターによる議会中継の放映を実施
- 平成29年9月から市役所南館4階エレベーターホールでテレビモニターによる議会中継の放映を実施

7 会議録検索システム

- インターネットによる会議録検索システムを平成16年6月に導入
- 会議録は平成11年6月以降、委員会記録は平成15年6月(議会運営委員会記録は平成25年5月)以降について、検索システムにより検索・閲覧が可能
- ・経 費 88万5千円(令和8年度予算)

8 インターネット中継

- 平成20年12月議会から、本会議のインターネット中継を開始
- 平成29年12月議会から、委員会のインターネット中継を開始
- 会議の様様をリアルタイムに配信する「ライブ中継」と収録した映像を検索し閲覧できる「議会映像」の視聴が可能
- 「ライブ中継」は、会議の開始から終了まで、「議会映像」は、会議開催日の概ね3日後(土日祝を除く。)から1年間(令和元年度以降に開催される会議から)配信する。

○ 経 費 2 1 2 万 6 千 円（令和 8 年度予算）

9 賛否の公開

- 議員個人の賛否の公開を平成 2 4 年 3 月議会から導入
 - ・市議会だより 賛否の分かれた議案のみ
 - ・ホームページ 全議案（市長提出議案、議員提出議案、請願）

議 会 刊 行 物

1 会 議 録

- (1) 作成方法 音声反訳から印刷までを業者に委託。製本は庁内印刷室に依頼
- (2) 体 裁 A 4 判
- (3) 部 数 1 7 部（法務コンプライアンス課、県議会事務局等に配布）

2 市議会だより

- (1) 創 刊 平成 4 年 7 月 3 0 日
- (2) 体 裁 A 4 判 1 2 ページ、カラー刷り（平成 2 4 年 4 月 3 0 日号より、タブロイド判、2 色刷りから変更）
- (3) 発行回数 年 4 回（5 月、8 月、1 1 月、2 月に発行）
- (4) 配布方法 全戸配布（ポスティング）
- (5) 印刷部数 4 6 , 0 0 0 部
- (6) そ の 他 芦屋市議会報発行規程を制定
スマートフォンアプリ「マチイロ」で市議会だよりを閲覧可能に
（平成 2 8 年 4 月）
あしや市議会だより 1 0 0 号記念号を発行（平成 2 9 年 5 月）

3 市議会便覧

- (1) 目 的 本市の市政の概要をコンパクトにまとめ、議員活動の参考として活用するもの
- (2) 体 裁 A 5 判、本編 2 2 9 ページ、庁内印刷
- (3) 発行部数 8 5 部（毎年作成）

4 市議会提要

- (1) 目 的 議会の円滑な運営に資するため、例規集、申合せ・確認事項、事例集、書式集、資料集を 2 分冊にまとめたもの
- (2) 体 裁 A 5 判、本編 6 3 7 ページ、庁内印刷
- (3) 発行部数 5 0 冊（改選期ごとに作成）

5 フェイスブック

- 平成28年12月21日からフェイスブックが持つ拡散性や即効性を活かし、芦屋市議会の情報（議会、委員会の日程や会議結果、その他の議会活動の紹介、議会の仕組みの解説）などを議会事務局から発信

6 市議会紹介DVD

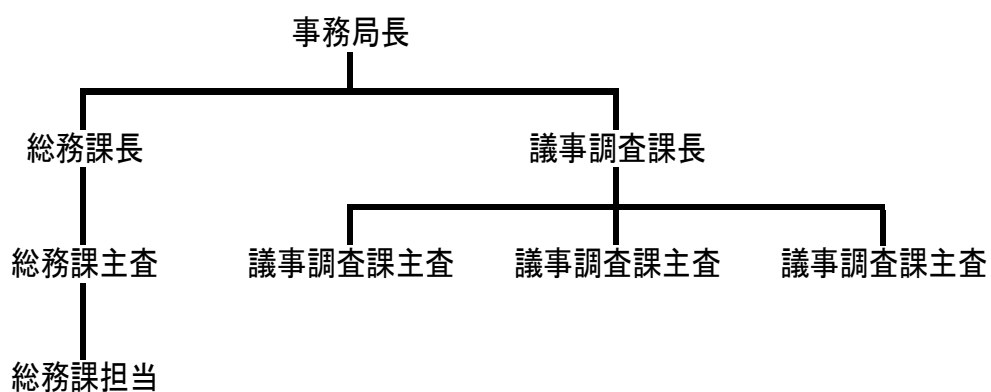
- 市民の市議会に対する理解を促進することを目的に、平成31年3月に芦屋市議会の役割や仕組み、会議の流れといった内容等を紹介するDVDを制作し、市議会ホームページに掲載

議 会 事 務 局

議会事務局の機構

（定数8人、現員8人）

令和8年4月1日現在



※他に、会計年度任用職員2人

予 算 と 決 算

1 各会計当初予算総括表

(単位：千円)

区 分		令和 7 年 度		令和 8 年 度	
		予 算 額	増減率	予 算 額	増減率
一 般 会 計		49,158,000	% 4.7	49,380,000	% 0.5
特 別 会 計	国民健康保険事業	8,812,000	△ 5.3	9,120,000	3.5
	公共用地取得費	949,000	△61.9	522,000	△45.0
	都市再開発事業	627,000	△46.9	524,000	△16.4
	駐 車 場 事 業	59,500	29.3	47,000	△21.0
	介護保険事業	10,426,000	2.9	10,778,000	3.4
	後期高齢者医療事業	3,188,000	13.3	3,471,000	8.9
	小 計	24,061,500	△ 7.3	24,462,000	1.7
合 計		73,219,500	0.4	73,842,000	0.9
企 業 会 計	病 院 事 業	7,655,800	3.1	7,886,358	3.0
	水 道 事 業	3,594,029	4.5	3,635,533	1.2
	下 水 道 事 業	4,981,053	9.5	4,818,765	△ 3.3
	小 計	16,230,882	5.3	16,340,656	0.7
合 計		89,450,382	1.3	90,182,656	0.8
財 産 区 会 計	打 出 ・ 芦 屋	10,000	△56.5	11,000	10.0
	三 条 ・ 津 知	2,500	△28.6	2,600	4.0
	小 計	12,500	△52.8	13,600	8.8
総 計		89,462,882	1.2	90,196,256	0.8

2 一般会計予算財源別構成

(単位：千円)

区 分		令和7年度			令和8年度		
		予算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減率
自主財源	市 税	24,333,398	49.5%	3.8%	25,070,098	50.8%	3.0%
	分担金及び負担金	179,188	0.4	△ 6.4	170,401	0.3	△ 4.9
	使用料及び手数料	1,373,190	2.8	2.6	1,403,011	2.8	2.2
	財産収入	143,362	0.3	△32.5	166,954	0.3	16.5
	寄附金	123,649	0.3	28.2	126,190	0.3	2.1
	繰入金	4,091,608	8.3	△33.7	3,685,008	7.5	△ 9.9
	繰越金	1	0.0	0.0	1	0.0	0.0
	諸収入	1,395,841	2.8	5.0	917,115	1.9	△34.3
	小 計	31,640,237	64.4	△ 3.5	31,538,778	63.9	△ 0.3
依存財源	地方譲与税	171,700	0.3	△ 0.1	168,300	0.3	△ 2.0
	利子割交付金	50,000	0.1	212.5	74,000	0.2	48.0
	配当割交付金	241,000	0.5	3.4	342,000	0.7	41.9
	株式等譲渡所得割交付金	530,000	1.1	51.9	669,000	1.4	26.2
	法人事業税交付金	135,500	0.3	6.7	142,000	0.3	4.8
	地方消費税交付金	2,089,000	4.2	12.8	2,197,000	4.4	5.2
	環境性能割交付金	24,000	0.1	14.3	0	0.0	皆減
	ゴルフ場利用税交付金	2,500	0.0	△ 3.8	2,500	0.0	0.0
	地方特例交付金	56,000	0.1	△87.1	82,900	0.2	48.0
	地方交付税	600,000	1.2	33.3	550,000	1.1	△ 8.3
	交通安全対策特別交付金	13,000	0.0	0.0	10,000	0.0	△23.1
	国庫支出金	7,860,233	16.0	24.6	7,916,872	16.0	0.7
	県支出金	2,912,930	5.9	11.8	3,155,150	6.4	8.3
	市 債	2,831,900	5.8	77.1	2,531,500	5.1	△10.6
	小 計	17,517,763	35.6	23.5	17,841,222	36.1	1.8
合 計		49,158,000	100.0	4.7	49,380,000	100.0	0.5

※端数処理のため、構成比の計が一致しない場合があります。

3 一般会計予算歳出款別構成

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度			令和 8 年度		
	予 算 額	構成比	増減率	予 算 額	構成比	増減率
議 会 費	403,649	% 0.8	% △ 1.6	397,759	% 0.8	% △ 1.5
総 務 費	4,632,041	9.4	△26.8	4,255,656	8.6	△ 8.1
民 生 費	19,223,095	39.1	8.6	19,435,899	39.4	1.1
衛 生 費	4,440,021	9.0	2.5	4,743,997	9.6	6.8
労 働 費	22,413	0.1	0.0	22,477	0.1	0.3
農 林 水産業費	34,858	0.1	6.4	8,817	0.0	△74.7
商 工 費	243,958	0.5	29.7	268,412	0.6	10.0
土 木 費	6,421,076	13.1	8.4	7,151,015	14.5	11.4
消 防 費	1,764,741	3.6	△ 8.6	1,847,458	3.7	4.7
教 育 費	6,209,713	12.6	17.6	5,837,136	11.8	△ 6.0
災 害 復 旧 費	10,000	0.0	0.0	10,000	0.0	0.0
公 債 費	5,650,765	11.5	20.1	5,301,220	10.7	△ 6.2
諸支出金	1,670	0.0	0.0	154	0.0	△90.8
予 備 費	100,000	0.2	0.0	100,000	0.2	0.0
合 計	49,158,000	100.0	4.7	49,380,000	100.0	0.5

4 一般会計予算歳出経費別状況

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度			令和 8 年度		
		予 算 額	構成比	増減率	予 算 額	構成比	増減率
消費的経費	人 件 費	9,861,898	% 20.1	% 1.8	10,068,120	% 20.4	% 2.1
	物 件 費	9,374,068	19.1	6.2	8,827,601	17.9	△ 5.8
	維持補修費	375,908	0.8	1.8	368,790	0.7	△ 1.9
	その他の消費的経費	13,164,686	26.8	9.7	13,330,813	27.0	1.3
	小 計	32,776,560	66.8	6.1	32,595,324	66.0	△ 0.6
投資的経費	普通建設事業	4,839,123	9.8	47.4	5,066,035	10.3	4.7
	災害復旧費	10,000	0.0	0.0	10,000	0.0	0.0
	小 計	4,849,123	9.8	47.3	5,076,035	10.3	4.7
その他の経費	積 立 金	85,945	0.2	48.8	130,673	0.3	52.0
	出 資 金	1,672	0.0	△ 0.5	1,674	0.0	0.1
	貸 付 金	20,000	0.0	△ 2.5	20,000	0.0	0.0
	公 債 費	5,650,764	11.5	20.1	5,301,219	10.7	△ 6.2
	繰 出 金	3,653,746	7.4	△38.2	3,648,875	7.4	△ 0.1
	公営企業補助 出資及び貸付金	2,020,190	4.1	1.1	2,506,200	5.1	24.1
	予 備 費	100,000	0.2	0.0	100,000	0.2	0.0
	小 計	11,532,317	23.4	△ 9.8	11,708,641	23.7	1.5
合 計		49,158,000	100.0	4.7	49,380,000	100.0	0.5

5 企業会計予算（当初予算）

（単位：千円）

区 分		令和 7 年 度		令和 8 年 度	
		予 算 額	増減率	予 算 額	増減率
病院事業	収 益 の 収 入	6,428,383	% 2.1	6,587,831	% 2.5
	〃 支 出	6,736,631	3.1	6,904,893	2.5
	資 本 の 収 入	490,594	21.8	584,770	19.2
	〃 支 出	919,169	3.9	981,465	6.8
	一時借入金限度額	500,000	0.0	500,000	0.0
	一般会計補助金・ 負 担 金	619,293	8.2	671,376	8.4
	一般会計出資金	186,194	△6.9	196,770	5.7
水道事業	収 益 の 収 入	2,321,842	3.1	2,146,179	△7.6
	〃 支 出	2,358,940	5.5	2,365,658	0.3
	資 本 の 収 入	418,676	0.8	509,675	21.7
	〃 支 出	1,235,089	2.7	1,269,875	2.8
	一時借入金限度額	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0
	一般会計補助金・ 負 担 金	7,858	△5.1	270,502	3,342.4
	一般会計出資金	0	0.0	0	0.0
下水事業	収 益 の 収 入	2,937,563	△1.1	2,945,699	0.3
	〃 支 出	2,894,661	△1.1	2,900,825	0.2
	資 本 の 収 入	1,307,697	69.2	952,930	△27.1
	〃 支 出	2,086,392	28.7	1,917,940	△8.1
	一時借入金限度額	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0
	一般会計補助金・ 負 担 金	322,443	△1.8	475,278	47.4
	一般会計出資金	0	0.0	0	0.0

6 普通会計決算状況

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳 入	48,302,957	45,736,701	48,396,083
歳 出	45,686,492	43,629,855	46,317,055
実 質 収 支	2,374,719	1,728,293	1,819,675
基準財政需要額	17,067,917	17,283,797	17,687,481
基準財政収入額	18,478,464	18,389,641	20,198,201
標準財政規模	24,848,512	24,906,517	27,389,135
財政力指数	1.038	1.049	1.096
実質収支比率 (%)	9.6	6.9	6.6
実質公債費比率 (%)	6.9	7.7	8.4
経常収支比率 (%)	94.6	94.6	92.7
ラスパイレス指数	101.1	101.5	103.5

7 普通会計決算歳入

(単位：千円)

区 分	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
	決 算 額	構成比	増減率	決 算 額	構成比	増減率
地 方 税	24,257,896	53.1%	0.4%	26,012,670	53.8%	7.2%
地 方 譲 与 税	179,846	0.4	0.7	179,689	0.4	△ 0.1
利 子 割 交 付 金	18,344	0.1	△ 7.7	25,307	0.1	38.0
配 当 割 交 付 金	335,261	0.7	13.6	451,539	0.9	34.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	356,231	0.8	68.6	596,262	1.2	67.4
法 人 事 業 税 交 付 金	126,783	0.3	0.2	136,629	0.3	7.8
地 方 消 費 税 交 付 金	2,026,751	4.4	△ 0.7	2,129,803	4.4	5.1
自動車税環境性能割 交 付 金	34,435	0.1	4.0	39,394	0.1	14.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	3,836	0.0	△ 5.4	3,852	0.0	0.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,892	0.0	266.7	0	0.0	皆減
地方特例交付金	54,655	0.1	△ 7.6	453,677	0.9	730.1
地 方 交 付 税	633,947	1.4	△ 0.3	598,763	1.2	△ 5.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	11,220	0.0	△ 9.6	10,199	0.0	△ 9.1
分担金・負担金	183,391	0.4	△ 7.9	156,987	0.3	△14.4
使用料・手数料	1,462,898	3.2	△ 2.0	1,420,221	3.0	△ 2.9
国 庫 支 出 金	7,563,215	16.5	△ 5.3	6,646,388	13.7	△12.1
県 支 出 金	2,430,316	5.3	△ 0.8	2,588,231	5.3	6.5
財 産 収 入	444,953	1.0	24.1	416,959	0.9	△ 6.3
寄 附 金	198,371	0.4	63.6	188,511	0.4	△ 5.0
繰 入 金	77,201	0.2	38.5	1,824,390	3.8	2,263.2
繰 越 金	2,616,465	5.7	△34.2	2,106,846	4.4	△19.5
諸 収 入	1,194,294	2.6	6.9	1,273,966	2.6	6.7
地 方 債	1,524,500	3.3	△45.0	1,135,800	2.3	△25.5
合 計	45,736,701	100.0	△ 5.3	48,396,083	100.0	5.8

8 普通会計決算性質別歳出

(単位：千円)

区 分		令和5年度			令和6年度		
		決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
人	件 費	8,130,198	% 18.6	% △ 2.8	8,971,259	% 19.4	% 10.3
扶	助 費	9,553,014	21.9	6.5	10,177,025	22.0	6.5
公	債 費	4,564,766	10.5	1.1	6,426,725	13.9	40.8
物	件 費	6,956,193	15.9	△ 6.9	7,886,935	17.0	13.4
維	持 補 修 費	288,583	0.7	△26.5	385,417	0.8	33.6
補	助 費 等	3,595,133	8.2	2.1	2,944,658	6.3	△18.1
積	立 金	1,601,255	3.7	△56.3	1,165,363	2.5	△27.2
投	資 及 び 出 資 金 貸 付 金	527,060	1.2	135.4	1,003,974	2.2	90.5
繰	出 金	4,387,433	10.1	15.9	4,620,826	10.0	5.3
投	資 的 経 費	4,026,220	9.2	△15.6	2,734,873	5.9	△32.1
内 訳	普 通 建 設 事 業 費	3,981,814	9.1	△16.6	2,732,764	5.9	△31.4
	災 害 復 旧 事 業 費	44,406	0.1	皆増	2,109	0.0	△95.3
合 計		43,629,855	100.0	△ 4.5	46,317,055	100.0	6.2

9 普通会計決算目的別歳出

(単位：千円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
議会費	376,339	% 0.9	% 2.0	393,103	% 0.8	% 4.5
総務費	5,063,747	11.6	△33.1	5,590,614	12.0	10.4
民生費	17,144,403	39.3	3.3	18,044,067	39.0	5.2
衛生費	4,680,987	10.7	3.5	4,888,491	10.6	4.4
労働費	22,896	0.0	8.3	27,993	0.0	22.3
農林 水産業費	32,801	0.1	6.2	31,152	0.1	△5.0
商工費	267,190	0.6	33.9	165,776	0.4	△38.0
土木費	5,417,968	12.4	11.3	4,758,834	10.3	△12.2
消防費	1,844,511	4.2	31.2	1,819,390	3.9	△1.4
教育費	4,169,841	9.6	△25.5	4,168,801	9.0	0.0
災害 復旧費	44,406	0.1	皆増	2,109	0.0	△95.3
公債費	4,564,766	10.5	1.1	6,426,725	13.9	40.8
諸支出金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
合 計	43,629,855	100.0	△4.5	46,317,055	100.0	6.2

10 基金残高の状況(一般会計対象分)

(単位：千円)

基 金		6 年 度 末 残 高	7 年 度 末 残 高 見 込	8 年 度 末 残 高 見 込
財 政 基 金		14,545,710	14,396,748	10,968,622
減 債 基 金		713,755	717,230	720,795
特 定 目 的 基 金	職員の退職手当基金	195,313	196,264	197,240
	公共施設等整備基金	2,492,815	2,543,300	2,551,982
	社会福祉「友愛」基金	157,286	156,689	136,888
	市民文化振興基金	78,207	81,454	83,097
	緑 化 基 金	143,465	155,571	152,571
	ボランティア基金	106,171	106,326	104,763
	スポーツ振興基金	247,282	234,816	256,434
	長寿社会福祉基金	290,263	297,239	284,929
	環 境 保 全 基 金	57,156	64,031	54,331
	1.17あしやフェニックス基金	19,429	19,943	19,443
	西田房子福祉基金	238,412	238,412	238,412
	大学等入学支援基金	91,319	87,758	81,850
	子ども・子育て支援基金	172,771	202,593	195,335
	教 育 振 興 基 金	28,296	56,825	48,308
	無電柱化推進基金	62,530	62,965	60,978
	企業版ふるさと納税基金	0	0	0
	小 計	4,380,715	4,504,186	4,466,561
	合 計	19,640,180	19,618,164	16,155,978
定 額 基 金	美術品等取得基金	200,000	200,000	200,000
	土 地 開 発 基 金	330,000	330,000	330,000
	小 計	530,000	530,000	530,000
総 合 計		20,170,180	20,148,164	16,685,978

11 市債現在高の状況

(単位：千円)

区 分	6 年 度 末 残 高	7 年 度 末 残 高 見 込	8 年 度 末 残 高 見 込
一 般 会 計	42,191,609	39,956,757	37,444,485

芦屋市議会



〒659-8501 芦屋市精道町 7-6

T E L : (0797) 38-2001

F A X : (0797) 38-2170

市議会HP

<https://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai/>

E-mail : gijityousa@city.ashiya.lg.jp